

公益社団法人あい権利擁護支援ネット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人あい権利擁護支援ネットと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都調布市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、いけだ後見支援ネットの事業を引き継ぎ、社員がその専門性を磨いて関係する機関・市民との協力関係を築いていくことにより、市民の権利擁護をはかり、地域生活を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するための、次の事業を行う。

- (1) 成年後見制度・虐待対応等を含む市民の権利擁護に関する相談・支援事業
- (2) 権利擁護をはじめ福祉全般に関する資質と知識・技術の向上のための法人等支援事業
- (3) 権利擁護に関する市民及び専門職向けの講師派遣事業
- (4) 地域福祉向上や市民の福祉理解の増進に関する企画・調査や研修・研究及び出版事業
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業及びこの法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項事業は日本全国において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 社会福祉士等権利擁護に関係する専門職であつて、第3条の目的及び第4条の事業に賛同し、専門職の職責及び倫理に従って行動する者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、承認を受けて新たに社員となることができる。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める社員規定において、別途定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は1ヵ月以上前に代表理事宛ての文書で予告することにより、いつでも当法人を退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該社員が死亡したとき。
- (2) 当該社員が破産又は解散したとき。
- (3) 総社員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議できるものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回事業年度終了後の3ヵ月以内に、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理

事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は代表理事がこれを務める。

(議決権)

第16条 社員は、社員総会において、1人1議決権を有する。

(決議)

第17条 社員総会の議決権は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席理事のうち、社員総会で指名された2名が署名する。

第5章 役員

(役員設置)

第19条 当法人に、理事を3名以上7名以下、監事を2名以下置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議において、社員の中から選任する。

2 代表理事は理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事及び理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、任期後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は選任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事若しくは監事の補欠として、選任された理事若しくは監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解任

(招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

第 7 章 賛助会員等

(賛助会員となるための要件等)

第 31 条 第 3 条の目的及び第 4 条の事業に賛同する者は、所定の手続きを経て賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、社員総会での議決権を有しない。

3 賛助会員は、理事会で別途定めた会費を事業年度の初めに支払う義務を負う。賛助会員の取扱については、理事会で別途定める。

(寄附について)

第 32 条 当法人は、第 3 条の目的及び第 4 条の事業に賛同する者からの寄附金を受け入れることができる。

2 寄附金の取扱については、理事会において別途定める。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 33 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記録した書類については、毎年事業年度の開始の日の前までに、代表理事が作成し、理事会

の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 36 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 この法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 39 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、社員総

会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第 41 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

改正後のこの定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の認定を受けた日から施行する。

附則

この定款は、2016 年 2 月 14 日から施行する。